

児童虐待防止対策の強化を図るための
児童福祉法等の一部を改正する法律について

令和元年 8 月 22 日（木）

弁護士 阿部 亜巳

第 1 改正のポイント

1 教育委員会にも児童虐待の早期発見努力義務が課された

（児童虐待の防止等に関する法律第 5 条 1 項）

学校は改正前から努力義務あり。

今回の改正により、教育委員会も努力義務の主体とされた。

2 学校、教育委員会に守秘義務が課された（同法第 5 条 3 項）

（1）千葉県野田市の虐待事件において、市教育委員会が女兒のアンケートの写しを父親へ渡した問題を踏まえた改正。

学校や教育委員会は、正当な理由なく職務に関して知り得た、児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

（2）守秘義務と他の義務との優先順位

ア 通告義務との関係

通告義務が優先（同法 6 条 3 項）。

当然のことながら、守秘義務を理由に通告を怠ることはあってはならない。

イ 児童虐待に関する国、地方公共団体の施策に対する協力義務

協力義務が優先（同法 5 条 4 項）。

学校や教育委員会は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力する義務を負う（同法 5 条 2 項）。

この協力のために、国や地方公共団体の関係機関、部署等へ情報を提供することは、守秘義務違反とはならない。

3 親権者による体罰禁止（同法14条1項）

（1）親権者による「しつけのつもりで殴った」等の弁明が通らなくなる。

一方、学校や教育委員会も「しつけです」という親権者の弁明を信じて漫然と事案を放置することは許されなくなる。

（2）民法上認められている親権者の懲戒権との関係は？

懲戒権については、施行後2年を目処に検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。

Q：親から「懲戒権の行使です」と言われた場合、どうしたらよいか？

A：児童虐待の防止等に関する法律第6条1項は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」に通告義務を課している。

したがって、虐待が疑われるのであれば、親の弁明内容にかかわらず、通告すべき。

正当な懲戒権の行使か否かは、児童相談所、最終的には家庭裁判所が評価する問題である。仮に、後日、虐待と認められなかったとしても、通告者に責任は発生しない。

第2 教育行政に求められること

1 より積極的な虐待の早期発見、児童の保護のための体制づくり

虐待が疑われる兆候を発見した場合、個々の教職員、担当者のみで問題を抱え込むのではなく、速やかに校内や教育委員会内で情報を共有し、適切に対処する体制づくりが求められる。

2 時機に遅れることのない通告

Q：虐待といえるかどうか確信が持てないがどうしたらよいか？

A：虐待か否か判断する「評価」は児童相談所、最終的には家庭裁判所の仕事。学校や教育委員会に求められるのは虐待が疑われる「事実」の発見、把握であって、「評価」ではない。

学校や教育委員会に強制的な調査権限がない以上、虐待の確信が得られるまで待っていては手遅れになる危険が高い。

虐待が疑われる「事実」を発見、把握したのであれば、確信が持てない状態であっても通告すべき。

Q： 保護者との関係悪化が心配だが？

A： 今回の改正では、保護者を支援するしくみについても改善がなされている。虐待を行った保護者に対しては、都道府県が指導措置を行うところ（児童福祉法27条）、今回の改正により、家庭裁判所が、県に対して保護者に対する指導措置を採るよう勧告する制度が設けられた（同法28条）。

これにより、保護者は、家庭裁判所の勧告の下で、県から、各家庭の実情に応じたよりきめ細かい援助を受けることができるようになる。

また、児童相談所長による児童の一時保護について、これまでは、原則2ヶ月とされているものの、必要があれば、制限なく延長が可能であった。

しかし、今回の改正により、保護者の意思に反して2ヶ月を超えて一時保護をする場合には、2ヶ月ごとに家庭裁判所の承認が必要となった（同法33条5項）。

これにより、保護者の意見聴取の機会が保障されることとなり、前述の指導措置勧告と合わせて、より実効的な保護者の支援が可能となる。

以上のような改正内容に鑑みると、学校や教育委員会が虐待の疑いを早期に発見し通告をすることは、児童の保護のみならず、**保護者が適切な支援を受ける機会を提供する上でも重要**といえる。

保護者支援という観点からも、関係悪化を恐れて通告を躊躇すべきではない。

以上